ヤスパースの全体主義批判における人間の尊厳について 一ハンナ・アーレント『全体主義の起源』との関連において—

豊泉 清浩*

Human Dignity in Jaspers' Criticism of Totalitarianism: In Relation to Hannah Arendt's "The Origins of Totalitarianism"

Seikou TOYOIZUMI

要旨 本稿では、ヤスパースの全体主義批判について考察し、その中に見られる人間の尊厳について探っていく。まず、ヤスパースの『罪の問題』(1946)において、ヒトラー政権の罪状への批判を見ていく。次に、米ソ冷戦体制下で執筆された『原子爆弾と人間の将来』(1958)における全体主義批判について見ていく。また、アーレントによる全体主義の成立過程と機構に対する分析と解明、そして批判についてその要点を考察する。

ヤスパースとアーレントに共通な考え方は、人間の尊厳を樹立し守る基盤は、理性による自由に根拠づけられた道徳的生活にあり、それは政治的自由の保障によってもたらされることである。それゆえ本稿の目的は、ヤスパースの全体主義批判の意味を考察し、アーレントの全体主義批判の要点を理解するとともに、人間の尊厳を樹立し、それを保障する政治体制は、全体主義を否定する自由な民主主義体制であることを明らかにすることにある。

キーワード:ヤスパース ハンナ・アーレント 全体主義 政治的自由 人間の尊厳

はじめに

ヤスパース(Karl Jaspers, 1883-1969)は、第二次世界大戦後、ナチスの台頭を許し、恐怖政治に脅え死に直面した経験から、ドイツ人としてヒトラー政権への批判と反省を論じた。またその一方で彼は、ナチスと同様に、スターリンによるソ連の共産主義も全体主義であると見なした。そこで本稿では、ヤスパースの全体主義批判について考察し、その中に見られる人間の尊厳について探っていく。

まず、ヤスパースの『罪の問題』(1946) において、ヒトラー政権の罪状への批判を見ていく.

『罪の問題』では、ドイツ人としての罪の問題が、罪の区別、弁解の可能性、罪の清めなどの観点から考察されている。次に、米ソ冷戦体制下で執筆された『原子爆弾と人間の将来』(1958) における全体主義批判について見ていく。この書では、ヒトラー政権の崩壊後、米ソ両超大国の核戦争による人類滅亡の危機に直面した国際情勢を分析し、この危機をどう克服すべきかを探り、世界平和の可能性を、理性への信頼に基づいて考究している。

ヤスパースの全体主義批判は, 自らの体験を根拠にしているが, ハンナ・アーレント (Hannah Arendt, 1906-1975) の論考, とりわけ『全体主義の起源』(1951) に啓発され, その影響を受け

^{*} とよいずみ せいこう 文教大学教育学部教職課程

ている. アーレントは, ハイデルベルク大学において, ヤスパースの指導の下で, 論文「アウグスティヌスにおける愛の概念」により, 1928年に博士号を取得した. アーレントは, 後にアメリカへ亡命し, やがてアメリカ国籍を取得し, 政治哲学者として活躍した. 本稿では, ヤスパースの全体主義批判とアーレントの『全体主義の起源』を相補的なものと捉え, アーレントによる全体主義の成立過程と機構に対する分析と解明, そして批判についてその要点を考察する.

ヤスパースとアーレントに共通な考え方は、人間の尊厳を樹立し守る基盤は、理性による自由に根拠づけられた道徳的生活にあり、それは政治的自由の保障によってもたらされることである。それゆえ本稿の目的は、ヤスパースの全体主義批判の意味を考察し、アーレントの全体主義批判の要点を理解するとともに、人間の尊厳を樹立し、それを保障する政治体制は、全体主義を否定する自由な民主主義体制であることを明らかにすることにある。

1. 罪の問題

ヤスパースは、『罪の問題』において、ドイツ にいる者が語り合うこと, すなわち精神的に意志 を疎通することの重要性を認識している.彼に よれば、「われわれはお互いに語ることを学びた い、つまりわれわれはわれわれの意見を繰り返し たいだけではなく、他の人が考えていることを聞 きたい.」1)相容れない事物の内に共通なものを 捉えることは、避ける立場から軽率に確定し、そ の立場をもって談話を見込みのないものとして止 めることよりも重要である。「われわれは、真に お互いに努めて語ろうとする場合、根源の場所へ 向かっている. そのためには、他の人を信頼し、 信頼を得る何かが絶え間なくわれわれの内にあり 続けなければならない. \int_{0}^{2} それゆえわれわれは, 相次いで腹を立てずに、お互いに道を見出すこと を試みたい. われわれはお互いに関係がある. わ れわれは、お互いに語る時、われわれの共通の責 務を感じなければならない.

ヤスパースによれば、われわれが生き残ってい るのは、われわれ自身のおかげではないし、われ われの努力で達せられたのではないことを意識し ておくべきである. 彼は、連合国によってドイツ が解放され、自由が与えられたことを歓迎しつつ も、連合国の統治による政策に逆らえない現実を もどかしくも思っている.「だれもこの状況から まったく免れることができない. われわれは、自 分で憤激している. 憤激が清められてほしい. わ れわれは、心の清浄を得ようと闘うのである。 $|^{3}$ ヤスパースは、当時のドイツの現状を見て、語り 合うことができないことを痛感している.「お互 いに語ることは、ドイツにおいて今日困難になっ ているが、われわれがわれわれの下で、体験し、 感じ、願い、行なったものにおいて非常に異なっ ているので、最も重要な任務である.」4)

ヤスパースは、ナチス統治下の状況を次のよう に振り返っている.「今や相違がはっきり出てく るのは、12年間公開の討論が可能でなく、私生活 においても反対するもののすべてが、最も親密な 談話に限られ、まさに一部は友人に対してさえも 用心深いものであったということによる帰結であ る. そこで成長した青年にとって, 公然で一般的 で、したがって暗示的で、ほとんど当然であった のは、ナチズムの考え方と言い回しだけであっ た. $|^{5}$ 大戦の終結により状況は変わった.[われ われは、お互いに出会い、一緒に語り、われわれ を納得させるよう努めたい.」⁶⁾ お互いに語るこ とと連続して傾聴することが、われわれには大い に不足している.「お互いに語ることと理解する ことによる合意は、確固としている共同体へ導 $\langle . \rfloor^{7)}$

ところで、ヤスパースは、ドイツ人としての罪を四つに区別しなければならないとしている。それは、刑事上の罪、政治上の罪、道徳上の罪、形而上学的な罪である。彼は次のようにいう。「罪の問題は、以前とはまったく異なって響く。戦争の罪の問題は、今度は明白である。戦争は、ヒト

ラーのドイツによって起こされた。ドイツは、すべての他の人々が望まなかったのに、彼によって選ばれた瞬間に戦争を始めた彼の統治によって、戦争の罪を持っている.」⁸⁾ ヤスパースは、ドイツ人としての罪の問題を明らかにしなければならないと考える.

ヤスパースは、今日は世界史上まったく新たなものとして、戦勝国が裁判所を構成し、ニュルンベルク裁判が犯罪を扱っていると指摘している。彼によれば、「法廷の前のここに立っているのは、ドイツ民族ではなく、犯罪者として起訴された個々のドイツ人であるが、しかし原則的にナチ政権のすべての先導者である.」9) ヤスパースは、この裁判で裁かれるのは、ドイツ人一般ではなく、ナチスの指導者であることを強調する.ナチス政権が犯した罪は、従来の戦時とは比較でもない残虐な犯罪であった.「「戦争において、後日の和解をまったく不可能にする行為をしてはならない」というカントの命題は、初めてヒトラーのドイツによって原則的に棄却された.」10)

ヤスパースは、「おのおののドイツ人が自己自身を解明する限りでの個人に関連する罪の問題を、われわれは道徳上の罪と名づける」¹¹⁾と述べている。道徳上の罪は、良心と悔恨に譲歩するすべての人々の下で存続している。道徳上の義務があるのは、償いができる人々である。けれども、われわれのおのおのは何もしていない限り、罪がある。消極的態度の罪は、他と異なっている。ヤスパースによれば、「他の人々の禍に対する盲目、この人情の想像力に欠けたこと、見られた禍に関する内面的な困惑のなさ、これが道徳上の罪である。」¹²⁾ 道徳はいかなる場合にも、世界内部の目標によって規定される。道徳的には、冒険の要求が存立し、確実な没落の選択という要求は存立しない。

またヤスパースは、形而上学的な罪について次のように述べている.「形而上学的な罪とは、人間としての人間との絶対的な連帯感の不足である. 道徳的に意味のある要求がすでに終わった場

合でも、形而上学的な罪は依然として消せない主張である。私が不法や犯罪が行なわれるところにいる時、この連帯感が損われる。私は、不法や犯罪が行なわれることを阻止するために、慎重に自分の生命を賭けるだけでは十分でない。そういうことが行なわれる時、私がそこにいた時、他の人間が殺されるところで私が免れて生き残る時、私がまだ生きていることが私の罪であるということを私がわかっている声が、私の中に起こる。」¹³ 形而上学的な罪とは、不法や犯罪が行なわれる場合、絶対的な連帯感の欠如であり、究極的には生き残っていることの罪を意味する。

さて、ヤスパースによれば、各自が自分自身の 内面的な在り方と外面的な行動様式を静かに考え てみて、ドイツのこの危機における各自にとって の固有の再生を求めなければならない。われわれ は、本質的に異なっている出発点からお互いのた めに心を開かなければならない. それで哲学的に は、罪の問題をそれぞれ扱う場合、第一の要求 は、敏感さが同時に罪状認知衝動とともに消え る, 自己自身に関する内面的な行為である. ヤス パースは、次のように述べている。「決定的なこ とは、今日再び新たな形でここにある、永遠の根 本現象の中にある. すなわち徹底的に打ち負かさ れた状態で死より生きることを選ぶ者は、彼の中 にある意味の自覚とともにこの生きることへの決 意を理解する時、唯一彼に残っている尊厳の真実 性においてのみ生きることができる. | 14) こうし た決意が根源として明らかである場合にだけ、体 面を汚すことや高慢な反抗心という倒錯が避けら れる. 清めは、決意の明晰さへ、そして決意の結 果の明晰さへ導く.

ヤスパースは、罪を清めることの重要性について次のように述べている。「罪の意識の深みから発する清めの道なしには、ドイツ人にとっていかなる真理も実現されるべきではない」¹⁵⁾ と、清めは、行為において、何よりまず、償いを意味している。罪の解明は、同時にわれわれの新しい生活とその生活の可能性の解明である。罪の解明か

ら、真剣と決意が発する。ヤスパースによれば、「超越者の前での内面的な行為において、われわれ人間の有限と未完成とが意識される。」¹⁶⁾「こうしてわれわれは、権力意識を持たず、愛しながらの闘いの中で真実なものの論議を遂行し、真実なものにおいてお互いに結びつくことができる。」¹⁷⁾われわれが生き、世の中で未完成である人間の使命を持ちこたえる限り、さらに生じるものが続く。

ヤスパースは、「清めは、人間としての人間の道である」¹⁸⁾ と明言する.清めは、われわれの自由の責務である.繰り返しだれもが、清浄となるか不透明かの分かれ道に立っている.清めは、すべての人にとって同じものではない。各人が、自分の道を歩むのである。ヤスパースは、「清めは、われわれの政治的自由の条件でもある。なぜなら、まず罪の意識から連帯と共同責任の意識が生じ、その連帯と共同責任がなくては自由は不可能だからである」¹⁹⁾ と述べている。政治的自由は、国民の多数の中で個人が自分の国家の政治に対して責任があると自覚していることをもって始まる。ヤスパースは、「要するに、心の清めがなくては政治的自由はない」²⁰⁾ という。つまり、清めがわれわれを自由にする。

2. 『原子爆弾と人間の将来』における全体主義批判

ヤスパースは、全体主義を批判する際、全体主義へ対抗する政治家の姿勢を、理性的な政治家と表現している。彼によれば、理性的な政治家は、自由と全体的支配をめぐる闘争が、軍事的、政治的な側面を有することを知っており、自己主張のためになされることを日々思案する。しかし理性的な政治家はそれが、根本的に精神的、倫理的に闘われ、長い間かかって決定されることも知っている。教育においてこそ、偉大な事柄が組織的に成し遂げられるべきである。そこでヤスパースは、「来るべき諸世代の精神的地位のみではなく、今日では自由と全体的支配の間の決定や、結局は人類一般の生存も教育にかかっている」²¹⁾と述べ

ている.

一方でヤスパースは、アメリカのデューイ (John Dewey, 1859-1952) の教育方法も批判的に見ている. 彼は、「アメリカでは、デューイの有害な諸原理の基礎の上で、学校制度は荒れている. 子どもたちは学習することが全然足りないので、すでに反抗し始めている」²²⁾ と述べている. また、全体的支配は、技術者のみを欲し、教育においてはそれ以上に、青年たちがすでに退屈させられ、青年たちによって一度も反駁されないのみならず、できる限り怠けられる、マルクス主義の知的で不自由な調教を行なう. したがって、「教育においては、おそらく自由と全体的支配の間の闘争は、気づかれず、静かに、持続的に決定される.」²³⁾

ところで、ヤスパースによれば、理性は人間の 自由そのものであり、理性によって、人間は無限 の交わりを見出す. 理性の前提であり理性に至ら ない健全な人間の悟性は、すべてを賭ける交わり を理解しない. なぜなら、その交わりにおいて は、健全な人間の悟性にとって許されず、その悟 性の見かけの感覚に反する問題があるからであ る. この健全な人間の悟性の妥当性は、絶対に個 人的でばかげた恣意にすぎない憶測の自由を、明 らかになる場合に明晰への要求にすぎない憶測の 暴力に対して保護する傾向を持っている.「しか し、理性の愛しながらの闘いの空間では、個人の 恣意も知性によって現われる一般的なものの暴力 も通用しない、この闘いを通して、すべてのこと が理性の包括的な真理へと、また歴史的に理性に おいて明るくなる実存の永遠の根拠へと和らぐ. 限界も知らず、タブーも配慮しないこの愛しなが らの闘いにおいては、すべての情熱で、あらゆる 暴力や単なる知性でさえも退けられる.」24)

ヤスパースは、理性が根源的な自由である政治的自由を実現すると考える。彼によれば、「理性の強さは、理性の道が原則的に、人間が要求する政治的自由とともに人間にとって真実の道であるという、揺るぎない確信にある.」²⁵⁾ 全体主義的

世界と自由世界とが相互に話し合うことは、両方の側での暴力の準備という圧力のもとにある. 「腹蔵のないものではなく、(全体主義の側での) 偽りの手段あるいは(自由の側での) 安楽な手段にまで地位を下げさせる理性は、もはや理性ではない.」²⁶⁾

したがってヤスパースは、自由と正義は、政治 的自由を前提にすると考える.彼によれば、「自 由と正義は両者とも、政治的に自由な世界の中で のみ可能であるが、不正直と軽率な満足のため に、まだまったく達成されていない、真実な自由 と正義へ向かう自己吟味と変革は、基本的な可能 性として自由世界でのみ存立するが、全体主義的 世界では存立しない.」27) ヤスパースは、真理は 常に途上における存在であると捉えるので、全体 知を批判する.「マルクスは、歴史過程に関する全 体知を所有していると信じていたので、彼は全体 計画を有意義なものと見なすことができた. 全体 計画の中では、すべてを包括する人間の活動力が、 憶測で理解された歴史の必然性と一致する.」²⁸⁾ す なわちヤスパースは、マルクス主義的思考は、理 性ではなく、絶対化された悟性の反理性であると 断じる. 彼は、「マルクスの独断的で、抜群の予 言者の頭脳に基礎づけられた, 疑似科学的に正当 化する暴力行為とは異なり、科学的な研究態度 は、その認識の進歩をもって物事の進行を一般に 計画的に導こうとする | 29) という.

さて、ヤスパースは、全体主義による全体的支配の下での計画と自由世界における計画について比較して、次のように述べている。「全体的支配においては、唯一の組織のみが存在し、この唯一の組織はその権力を下位の諸組織に派遣するが、同時に自分自身の管理下に留め置こうとする。そこには自由は存在しない。というのは、すべての人々が一つの全体計画に服従させられ、組織そのものが国家だからである。これに対して自由世界においては、組織はそれぞれ自分自身の責任で並列し、あるいは相互に競争の中にある。」300 つまり、全体的支配の下では唯一の組織がすべてを支

配するが、自由世界では各組織が並存し、多元的である.

そこでヤスパースは、全体的計画に対して科学 的計画について次のように考える.「マルクスの ように全体知によってではなく、科学的研究に基 づいて、近代的な技術的思考は、物事の進行を望 ましい方向へ導くことができると考えている。歴 史的, 社会学的,政治学的諸研究, 統計学, 比 較、理念型的構成、世論調査などそのようなも のは、いろいろな指図を可能にすることを要求 する. | ³¹⁾ ここで科学的な研究と科学の迷信とが. すなわち人間との交際における個人的に役立つ良 識と幻想に基づく諸観念とが、いかに混乱してい るかは、驚異である. その誤謬は、正しい端緒の 無批判な錯誤によって、結局、マルクス主義の誤 謬とほとんどわずかに異なるだけである。 両者は 出会い、結びつく、悟性は、あらゆる計画におい て働いている. しかし悟性は, 同時に理性の行為 である自由そのものの諸決意を導こうとする場合 は、多すぎることを要求している.

ところで、ヤスパースは、人間は自己と世界 を、実存である単独者としてのみ変革することが できると考える.「人間は単独者としてのみ自分 自身を変えることができ、おそらくそこから他の 人々をその人々の自由において目覚ますことがで きる. しかし強制の最も弱い端緒によって. 重要 なものが破壊されるであろう。世界の状態は、理 性がその範囲において、単独者が彼の活動範囲に おいて努めてしようとすることを通して変えられ る.」32) しかし、憶測の全体知から、人間が全体 計画によって世界を手に取り、歴史とその解説者 としての自分自身を神格の地位に置こうとするな らば、彼はなるほど恐怖政治の暴力行為によって すべての人間を屈服させることができる. ヤス パースは、「人間が《自由に対する制圧者》とし て、憶測の絶対的真理を、復唱、調教、威嚇に よって、すべての人々にプロレタリアートの独裁 (あるいは貴族人種の独裁) の名の下に心に刻み 込む時, 真理そのものが終わる」33)という.

ヤスパースは、予言と期待の限界を認識し、人 間の将来と諸可能性について次のようにいう. 「だれも、人間がなすであろうことを、したがっ て人間の行為によって生じる出来事も, かなりの 確実性をもって予言することはできない.」34) 悟 性は、常に否定的なものだけを予想する. 悟性 は、破滅するものを見抜く、思いもつかない人間 の諸可能性が存在する. すべての偉大なものと基 礎を置くものは予想されないし、後からその由来 で理解されない. ヤスパースは、「マルクスの予 言は実現しなかった」350 という. つまり彼は, 人 間が諸々の出来事を引き起こし、歴史を生じさせ ると考える. そして彼は、マルクス主義者の期待 と自由な西洋人の期待の双方に、現実に対する認 識に誤謬があると指摘した上で、「むしろマルク スの思考は、彼の考えに反して、東側に位置する 世界の考え方になり、この東側に位置する世界 は、その考え方を全体主義的な手段で、取り戻さ なければならない技術革命の最も迅速な発展のた めの正面として利用した」36)と述べている.

そこでヤスパースは、全体知か、それとも未来に関連する開放性かを問いかける。まず、「憶測の全体知と正しい世界組織の前提という第一の罠において、その思考は独断的となり、その行為は狂信的となる。」³⁷⁾ それに対して、「理性的な知という第二の場合において、人間は、究極的で正しい世界組織は認識されないばかりでなく、物事の性質から不可能であるという洞察をもって人間が全体として不確実さに晒される時に初めて現われる、人間に与えられた状況の問いの中にあり続ける。今や、人間のあらゆる行為が人間的なものとして自己自身で完結するという冒険が意識される。」³⁸⁾

こうしてヤスパースは、理性の限界を認めながらも、理性に信頼を寄せ続ける。彼は次のように述べる。「理性はいかなる瞬間をも忘れない、すなわち人間の諸可能性の中にあるものを、われわれは見渡すことができないし、全体として先取りすることもできないということを、われわれは、

人間に関するわれわれの知識を限られた観点で固めさせる傾向を克服しなければならない. われわれは, いかなる広がる認識をもってしても全体の意味と目的を獲得しないが, 全体の中で生きており, そしてわれわれに示されている諸可能性の広がりにおいて, 多様な範囲で, われわれがその中にいるためにわれわれが見通せない諸勢力の闘争の中で, 決断する. われわれは, いかなる認識によっても答えられない問い, すなわちその冒険は何のために, 何がそれを持続するための仕方に妥当するかという問いとともに, 不確実性と不安定の内に留まるのである.」39) すなわちわれわれは, われわれを取り巻く全体を見渡せないが, 理性を頼りにしてどう生きるかを決断するのである.

さて、ヤスパースは、東西冷戦体制の時代にお いて、双方の国が原子爆弾を保有する状況を踏ま え, また第二次世界大戦後の全体主義の脅威は 共産主義にあると見る観点から,「原子爆弾と全 体主義とは、壊滅の両方の終末形なのである」⁴⁰⁾ と述べている. 全体主義は人間の自由を圧殺し, 原子爆弾は人間の生存を破壊する. したがって, 「全体主義と原子爆弾とによる脅迫は、人間に終 末を見させ、その結果、人間は自分の根源からの 再生か、あるいは破滅かという選択の前に立つの である. | 41) だからヤスパースは、全体主義と原 子爆弾の脅迫を乗り越えるためには、人間自身の 努力による以外はないと考える.「全体主義によ る, また原子爆弾による, 脅迫の一致において明 らかになるのは、両者とも、人間の心と頭によっ て人間自身の内に造り出されなければならない諸 前提の下でのみ、共通に克服されうるということ である. その諸前提なくしては、あらゆる特別の 方策は無駄である.」42)

だからヤスパースは、人間的課題の回避としての全体知は、禍であると考える。「禍の根源での基本経過は、人間における理性に反するものであり、人間の自由の放棄である。」⁴³⁾ つまり禍は、反理性によるものであり、それは理性に基づく自由を放棄することである。理性の威厳は、その感

動的な力に存する. われわれのはかない現存在に対して無限なものへの理性の開放性は, 全体知の代わりになる. ヤスパースは, 「全体知に対する放棄によって, 私は私の自由と, 教義としての全体知に必ず基づく全体的支配に反対する政治的自由への意志とを, 根拠づけるのである」⁴⁴⁾という.

ヤスパースは、われわれが実存となる時、暗号の解読を必要とするが、実存と結びついた理性も暗号が意味を持つと考える。彼によれば、「理性は、不可思議で、心を打つ暗号の世界を必要とするのである。」⁴⁵⁾ 理性は、暗号を次の二つの条件の下でわがものにすることができる。「こうして、諸々の暗号は、それが第一に、批判的に思考され、知識と混同されない時、そしてそれらが第二に、任意に受け入れられるのではなく、それらの実存的な意味において把握され、または突き離される時、理性にとって有意義であり、不可避である。」⁴⁶⁾ 諸々の暗号は、真実であったり偽りであったりというように一様ではなく、それは悟性の諸根拠それ自体とともにあるのではなく、理性が支えられている実存の在り方とともにある。

3. ハンナ・アーレント『全体主義の起源』に おける全体主義批判

ヤスパースは、アーレント著『全体主義の起源』における全体主義の成立過程と機構に関する分析および解明について高く評価している.彼は、『原子爆弾と人間の将来』において、「われわれが全体的支配を事実に即して解き明かそうとする時、ハンナ・アーレントの洞察も彼女の未決定のままにしておく問いも、私は今日、絶対必要であると思う」⁴⁷⁾と述べている。ヤスパースの全体主義批判も、アーレントの『全体主義の起源』に啓発されている。

ヤスパースは、アーレント著『全体主義の起源』のドイツ語版の「序文」において、この書で全体主義として論究されているのは、従来の歴史で見られなかった政治体制である、ヒトラーによるナチズムと、ロシア革命後に成立し、スターリ

ンの政権掌握によって出現した共産主義, すなわちボルシェヴィズムであることを指摘する.

ヤスパースによれば、「国民社会主義とボリシェ ヴィズムの中で専制 (Despotie) や暴政 (Tyrannei) 以上の意味を持っていた、これまでにまったく見 られなかったものをハンナ・アーレントは認識し た. | ⁴⁸⁾ この全体主義は、欺瞞と虚偽に満ちてい る.「全体主義的状況は虚構と、意味一貫性によっ て圧倒的な力をふるう欺瞞の装置とをもって. い かに嘘をつくべきかという知識すらをも人間を昂 揚する一つの契機にならせてしまうものだが、そ の道徳的・政治的な内容を失った全体主義的状況 を生き生きと想起させることによって. この本は 人間的存在としての人間に切々と訴える.」⁴⁹⁾ ヤ スパースは、こうした実証的研究も、ドイツ啓蒙 主義. 精神科学. 自由主義ないし保守主義の伝 統に根差したものであることを指摘する.彼は、 「しかしこの本のものの考え方は、カント、ヘー ゲル, マルクスとドイツ精神科学に, 次いで深く モンテスキューとトクヴィルに学んだ、ドイツ的 でしかも普遍的な系統に属するものである」500と 述べている.

(1) 反ユダヤ主義

アーレントは、 反ユダヤ主義という事実から論 究を始める.「その事実とは、今世紀の最も大き な未解決の政治問題の中でもまさにこのユダヤ人 問題が、全体主義支配機構の凶悪きわまる全装置 を動員させたといういかがわしい栄誉を担ってい るということである.」⁵¹⁾ そして,「ここで決定的 なのは、犠牲者たちが客観的に、 迫害者の側から 見てすらも、まったく無罪であるということ、彼 らの身に加えられることは彼らが考え、行為し、 もしくは看過したこととはまったく無関係である ということなのである.」⁵²⁾ 反ユダヤ主義は、ユ ダヤ人にとっての死の危険であり、それ以外の何 ものでもない. アーレントは、全体主義の成立 に、反ユダヤ主義がいかに関係しているかについ て次のようにいう.「だが全体として、全体主義 の支配形式・運動形式を作り上げるときに含まれ

ていた反ユダヤ主義の要素については、次のように言わなければならない。すなわち、国民国家の解体過程においてはじめて、それゆえ帝国主義がすでに政治的事象の前景にあらわれてきた時代になってはじめて、この要素は全面的に展開したのである、と.」⁵³⁾

アーレントは、ユダヤ人が国民国家にどのように受け入れられていたかを考察している。ユダヤ人は、あくまでもヨーロッパに内属する民族の軍需物資供給者、御用銀行家、情報伝達者、和平仲介者となり得た。すべての国のナショナリストはこのことの内に、ユダヤ人がヨーロッパに属さず、非ヨーロッパ的な民族であり、ヨーロッパに属さず、非ヨーロッパ的な民族であり、ヨーロッパ諸民族の家族の中での異分子をなすことの証拠を見た。「ユダヤ人は国家が一切の政変にかかわりなく無条件に信頼することができた唯一の集団だったから、そのような国家と衝突したすべての社会階級は反ユダヤ主義的になったのである。それというのもユダヤ人は、国民の内部で国家を代表するように見える唯一の集団だからだ.」54)

アーレントは、国民国家を次のように捉えている.「国民国家という政治体は、貴族が社会における支配的階級としての地位を失い、そして他のいかなる階級もその後を継がないであろうということが明らかになった時点においてその完成を見た.これによって国家機構と政府の権力は、国民の経済的・社会的諸条件とは無関係になったのである.」⁵⁵⁾ けれどもこの時代の風潮に完全に適合した努力が最初から反ユダヤ主義的であった国は、ドイツだけだったのである.そして反ユダヤ主義は国内政治の要因としてはほとんど完全に姿を消した.その代わりユダヤ人は社会一般の象徴となり、いかなる理由にもせよ指導的な人々の社会から締め出されているすべての人々の憎悪の的になった.

アーレントは、ユダヤ人と社会とのかかわりについて次のようにいう.「社会はユダヤ人にではなく、ユダヤ民族の例外者——例外ユダヤ人

Ausnahmejuden——に対してのみサロンの扉を開いたのである.」⁵⁶⁾ 彼女は、例外ユダヤ人の二つの層の信仰について言及している.「19世紀のユダヤ人共同体を代表する権利を独占していた富の例外ユダヤ人はどうしてもユダヤ人としてとどまらなければならなかったが、それとは反対に、第一の世代と第二の世代に属する教養の例外ユダヤ人は、ほとんどすべて洗礼してキリスト教に改宗する道をたどった.」⁵⁷⁾ 実はユダヤ人知識層には、職業上の理由から伝統的なユダヤ人の生活方式を脱しようとするならば受洗するほかはなかったのだ.

ところで、アーレントは、反ユダヤ主義の論究 において、「ドレフェス事件」を重視する. ドレ フェス事件の概要は、次のように記述されてい る.「1894年末、フランスのユダヤ人参謀将校ア ルフレッド・ドレフェスは軍事法廷でドイツ帝国 のためのスパイ行為を告発され、悪魔島への終身 流刑を言い渡された. 判決は全員一致で下され. 審理は非公開で行なわれた.」58) しかしこの審理 には、再審の道が開かれた。「1899年6月に破毀 院は1894年の判決を破毀し、8月にレンヌで再審 が始まった. ドレフェスは9月に情状を酌量され て禁固10年の判決を受け、一週間後に大統領ルー べにより特赦された。1900年4月、パリの万国博 覧会の開会式が行なわれ、博覧会の成功が確定し た5月、議会は今後なお再審が行なわれることに 反対すると圧倒的多数で決議した. 同年12月, ド レフェス事件に関連して繋属中の裁判は大赦に よってすべて解決された.」59) ドレフェスは1903 年に新しい再審請求を提出した. しかし審理は 1906年にクレマンソーが政権を握ってから始まっ た.「クレマンソー内閣すらもドレフェス大尉の 無罪が証明されたと法的に確認することは敢えて なし得なかった.」⁶⁰⁾ アーレントによれば、こう してドレフェス事件はついに終結にいたらず、誤 審を償うべき判決はついに全人民の承認を得るに いたらなかった.

アーレントは、このドレフェス事件と後のナ

チスによるユダヤ人迫害を重ね合わせて,次の ように指摘する. 「フランスでたった一人のユダヤ 人大尉に対してなされた不正な行為が、それより 3,40年後にドイツのユダヤ人に対してなされた迫 害全体よりも激烈な一致した反応を惹き起こした. その後もう一度これと同じような憤激を惹き起こ したのはガス室での殺戮だけだった. | ⁶¹⁾ アーレ ントによれば、「歴史の上で重要なドレフェス事 件の主役はアルフレッド・ドレフェスではなく. クレマンソーなのである. そしてこの事件は一人 のユダヤ人参謀将校の逮捕ではなく. パナマ運河 疑獄から始まる.」⁶²⁾ アーレントは、ドレフェス 事件を総括して次のように述べている.「1894年 に行なわれたアルフレッド・ドレフェス大尉の逮 捕と彼に対する有罪判決は本当に裁判の誤りであ り、その後ただちに始まった政治闘争には好機を 提供したにすぎないのか、それとも参謀本部将校 がもっぱら一人のユダヤ人を売国奴として晒し者 にするという目的だけで明細書を偽造したのかと いうことは、今もって完全に明らかにされては いない.」⁶³⁾ そしてアーレントは、フランスの内 政問題との関連を考慮し、次のように指摘する. 「フランスがドレフェス事件において世界の前で 演じて見せたドラマは悲劇ではなく茶番劇にすぎ なかったということは、最後になってようやく明 らかになる. 内部分裂した国を統一し. 城内平和 を強い、そして極右から社会主義者にいたるまで のすべての人間を一致せしめたものは、1900年の 万国博覧会だった.」64)

(2)帝国主義

アーレントは、帝国主義の定義について次のように述べている。「帝国主義時代とは通常1884年から1914年にいたる30年間を指しており、それは"scramble for Africa"(アフリカ争奪戦)と汎民族運動の誕生とをもって終わる19世紀と、第一次世界大戦をもって始まる20世紀とを分かつ時代である。」⁶⁵⁾ 膨張がこの時代の新しい原理、すべてを動かす原動力だった。「帝国主義が成立したのは、ヨーロッパ資本主義諸国の工業化が自国の国

境ぎりぎりまで拡大し、国境がそれ以上の膨張の障害となるばかりか、工業化過程全体にとって最も深刻な脅威となり得ることが明らかになったときだった.」⁶⁶⁾ 帝国主義は帝国建設ではなく、また膨張は征服ではない。帝国主義的膨張のすぐ前には特異な性格の経済的危機の時期があった。「その危機とは資本の過剰生産、つまり資本が一国の枠内ではもはや生産的に投資され得なくなったために単にあり余った資金となったという危機である。この資金は輸出されるしかなかった.」⁶⁷⁾ すなわち、帝国主義は、ブルジョワジーの破滅ばかりか国民全体の破滅という危険に対する緊張諸対策から生まれたのである。

アーレントによれば、帝国主義時代の膨張政策は、ヨーロッパの歴史にまったく新しい二つの支配原理・組織原理を使っている。第一は、人種概念を民族の内政上の組織に導入したことであって、第二は、帝国主義時代以前の征服と収奪を目的とした植民地支配に、官僚制がとって代わったことである。「官僚制とは、政治に代わって行政が、法律に代わって政令が、決定者の責任が問われ得る公的・法的決定に代わって役所の匿名の処分が登場する支配形態である。」「68)

アーレントは、第一次世界大戦前の専制政治における官僚制支配と全体主義支配の相違について、次のように述べている。「第一次世界大戦前の専制からわれわれが知る旧式の官僚制支配と全体主義支配との間の際立った相違の一つは、前者がその政治領域内に属する臣民の外的運命を支配するだけで満足し、精神生活まで掌中に収めようとはしなかったことである。全体主義的官僚制は絶対的権力の本質を一層よく理解し、市民のあらゆる問題を私的なものであれ公的なものであれ、精神的なものであれ外的なものであれ、同じ一貫性と残虐さをもって統制する術を心得ていた。」⁶⁹⁾ ヨーロッパの政党制を実際に崩壊させたのは、確かに汎民族運動ではなく全体主義運動である.

ところで、アーレントが指摘するように、全体 主義は世界征服を企むが、そのことが無国籍者に 対する政策に関係する.「全体主義政権は世界征服政策を進めるうえで国民国家の破壊をもともと企てざるを得なかったから、国民国家を内部から崩壊させるためにこの無国籍者のグループを増大させるべく意識的に努力した.帰化取り消しと国籍剥奪は全体主義政権の国際政治における最も効果的な武器の一つだった.」⁷⁰⁾ 政治的事件そのものの副産物だった無国籍者と異なり、少数民族は国民的解放の原理である民族自決権をすべての民族集団とすべてのヨーロッパ諸国に拡大することを約束した1919 – 1920年の平和条約、いわゆるヴェルサイユ条約の結果である.

アーレントは、こうした無国籍者の扱い方と全体主義の政策の類似性を指摘する。「無国籍の現象が全体主義の世界にすでにどれほど類似しているかは、後の強制収容所のことを考えれば判るだろう。そこではまさにこの同じカテゴリーの人々が「貴族階級」としての地位を固めていた。すなわち一方は、自分が現実に犯した行為によって群から這い出した犯罪者、そして他方は何人かの「天才」、芸術家、娯楽産業界の人々だったのである。」⁷¹⁾

アーレントによれば、「無権利者が蒙った第一の損失は故郷の喪失だった.」⁷²⁾ そして、「故郷の喪失と同時に無権利者は彼らの政府の保護を失った.」⁷³⁾ 彼の生命の権利を脅かすのは全体主義政権のみであり、その場合でも、あらゆる直接的暴力にもまして確実に彼を生ける者の世界から切り離す、あの完璧な無権利状態に到るまでの長い過程の最後の段階においてである.

したがってアーレントは、無国籍者になることによって、その人は無権利者になると考える。「人権の喪失が起こるのは、通常人権として数えられる権利のどれかを失ったときではなく、人間が世界における足場を失ったときのみである。」「40つまり人間の尊厳は、帰属する国家がなくなった時に失われる。アーレントは、「人間を人間たらしめているこの特質、18世紀の哲学が「人間の尊厳」と呼んだこの特質は、人間が人類から、具体

的にはすなわち何らかの政治的共同体から切り離された場合にのみ失われるのである」⁷⁵⁾と述べている. そして,「決定的なことは,これらの権利とそれに結びついた人間の尊厳は,たとえ人間が世界に一人しか存在しないとしても依然として有効であり実在しつづけることになるという点である.」⁷⁶⁾ それゆえアーレントは,「今日の世界中の難民に無国籍を宣告しているのはこの昔の法的保護剥奪である」⁷⁷⁾と指摘する.

(3)全体主義

アーレントによれば、「全体主義運動は大衆運動であり、それは今日までに現代の大衆が見出し自分たちにふさわしいと考えた唯一の組織形態である.」⁷⁸⁾ 全体主義政権が生まれるまでになったのはヨーロッパ大陸で最も人口の多い国、ドイツとロシアだけだった。全体主義運動は、いかなる理由からであれ政治的組織を要求する大衆が存在するところならばどこでも可能である.

ソ連において、少数民族の清算とプロレタリ アート独裁の権力機関の破壊に続いたのは階級の 清算だった. 「このような共通の世界が完全に破 壊され、内部に何らの相互関係を持たない大衆社 会, 単に孤立しているばかりでなく, 自分自身以 外の何者にも頼れなくなった相互に異質な個人が 同じ型にはめられて形成する大衆社会が成立した ときはじめて、全体的支配はその全権力を揮って 何ものにも阻まれずに自己を貫徹し得るようにな る.」⁷⁹⁾ したがって全体的支配において,「粛清の 大波が荒れ狂っている間は人々が自分自身の信頼 性を証明する手段はただ一つしかない. 自分の友 人を密告すること,これである. そしてこれは, 全体的支配および全体主義運動の成員から見れば まことに正しい尺度であって, ここでは事実, 友 人を裏切る用意のある者のみが信頼に足る人間で ある. 疑わしいのは, 友情その他一切の人間的な 紐帯なのだ.」⁸⁰⁾

アーレントは、全体主義運動の特徴を次のよう にいう.「運動にとってはるかに重要なのは、あら ゆるイデオロギーがみずからの主張にまとわせて いるあの独特の衣, すなわち, 一切を知り尽くした誤ることのない予言という形式のみである.」⁸¹⁾ しかも,「全体主義プロパガンダの最大の難関は,一切の出来事が完全に首尾一貫し理解と予言が可能であるような世界を求める大衆の熱望に応えようとすれば, 常識と衝突することを避けられないという点である.」⁸²⁾

そこでアーレントは、全体主義の指導者につい て考察している.「全体主義の指導者は普通の意 味でのデマゴーグではないし、マックス・ヴェー バーの言う「カリスマ的指導者」でも断じてな い. 彼らがぬきんでている点は、事実と対立する 完全な虚構の世界を築くに適切な要素を既成のイ デオロギーから選び出す. 誤たない確かさなので ある.」83) したがって、「全体主義の指導者の手腕 とは、経験可能な現実の中から彼のフィクション にふさわしい要素を探し出し、それらを検証可能 な経験から切り離された領域の中に持ち込んで利 用する技なのである.」84)このことは、経験の要 素を一つだけ抜き出し、それを一般化するという 方法で行なわれる. そのため, 「全体主義運動は 権力を握る前からこの大衆の願望にぴったりする 分子を残らずかき集めてさまざまな職業グループ を組織し、それによって社会のすべての集団の一 つ一つに見合った最良の破壊の道具を用意したの である.」85) 全体主義運動は、公然と白日のもと に設立された「秘密結社」にたとえられた.

ところで、アーレントは、スターリンが全体主義体制を確立した方法について次のように述べている。「スターリンがロシアの一党独裁を全体主義支配に変え、各国共産党を全体主義運動に変えるために使った技術的な方法というのは、党内分派と党内民主主義を抹殺し、各国共産党の自主性を仮借なく圧殺してモスクワに中央集権化されたコミンテルンの支部に変えてしまったことだった。」⁸⁶⁾ そこで、「全体主義政権が自分たちに敵対する世界的な陰謀のフィクションと世界支配をめざす自分たちの野心とにどれほど真剣に取り組むものかを何よりも的確に証明しているのは、これ

らの政権のもとでは軍でなく警察が最大の権力と 最高の威信を享受しているという事実である.」⁸⁷⁾ 全体主義の奇怪な嘘八百を捏造し組織し広める装 置を動かしているのは、指導者自身である.

全体主義は、全体的支配によって成立する. そ の過程について、アーレントは次のように述べて いる. 「スターリンおよびヒトラーによって展開 されたような形での全体的支配はまず第一に、権 力掌握によって全体主義運動がその組織構造もそ のイデオロギー内容も変えなかったこと、イン ターナショナルな運動から国境の中での政党への 転化が行なわれなかったことを意味する.」 88) そ して. 世界的規模で全体的な支配権を得ようとす る闘争と他のすべての国家形式および支配形式の 破壊とは、あらゆる全体主義体制に固有のもので ある.「しかし世界征服という真の目標が達せら れ〈外部〉が消滅したときには国家機構は事実 上〈死滅〉するだろう. 全体的に支配されている 世界の中では警察機構が支配する. すべての全体 主義の支配下にある国では、警察機構は国家機構 の上位に立ち、事実を虚構に転化するという国内 政治の実験を監視し保証し遂行する任務を引き受 ける.」⁸⁹⁾ すなわち、全体主義体制では、警察が 国家のすべての機構の上位に立つのである. ナチ ス・ドイツでは、全体的支配がすべての生活領域 を真に手中におさめ、他の一切の考慮を背景に押 しやりはじめたのは1942年からのことにすぎな

アーレントは、全体主義国家における警察の優位について、より具体的に次のようにいう。「国家権力と党機構がその中で合体するように見え、そしてまさにそれがゆえに全体主義支配機構の権力中枢として正体をあらわす唯一の機関は、秘密警察である。」⁹⁰⁾ この場合目立つことはまず何よりも、軍に対する奇妙なまでの軽視である。つまり軍隊よりも秘密警察の方が権限が強いということである。全体主義運動の他の組織は、簡単にはインターナショナルな組織を持つことができなかった。「これに反して全体主義の秘密警察は最

初から、権力掌握の以前からさえ、インターナショナルな基準で働いていた。秘密警察はすべての大使館や領事館にその情報員をもぐらせていた。 191)

アーレントは、全体主義の本質にかかわることを次のように指摘する.「しかしこうした技術的考慮よりも重要なのは、自分たちが政権掌握以前からすでに充分展開していたイデオロギーに賛同するか否かによって敵味方を規定するということは、全体主義運動の本質であるということである.」⁹²⁾ ソ連では、秘密警察制度の整備はナチス・ドイツにおけるよりも比較にならないほど進んでいた.

アーレントは、ありとあらゆるものに対する不信こそが他の何ものにもまして全体主義社会におけるすべての人間関係を毒していると考える。彼女によれば、「各人がいわば自分の隣人をさぐる警察の手先になっているのである。」⁹³⁾ 捕えられた者が死んだもののように生者の世界から消え失せるというだけではなく、かつてこの世に存在したことがなかったかのように消え失せることに、住民は慣らされねばならない。一人の人間がかつてこの世に生きていたことがなかったかのように生者の世界から抹殺されたとき、はじめて彼は本当に殺されたのである。

さて、アーレントは、収容所の意味について次のように述べている.「強制収容所および絶滅収容所は全体的支配機構にとって、人間は全体的に支配され得るものであるとする全体主義体制の基本的な主張が正しいかどうかが実験される実験室となる.ここでは、そもそも何が可能であるかを確かめること、そして結局、すべては可能であるという証明を行なうことが問題である.」⁹⁴⁾ 全体的支配は精鋭組織に対するイデオロギー教化と同時に収容所における絶対的テロルによってこの結果に到達しようとする.「収容所は単に皆殺しと個人を辱しめることのためにあるのではなく、科学的に精確な条件のもとで人間の行動方式としての自発性というものを除去し、人間を同じ条件の

もとではつねに同じ行動をする物、つまり動物ですらない物に変える恐るべき実験のためにもある.」⁹⁵⁾ これらの収容所は全体的権力機構・組織機構の中核的機関なのである.「しかし、このようなまったく〈罪なき〉被収容者のほうが圧倒的に多い、本来の意味で全体主義的に運営される強制収容所への方向転換は、ドイツでは1938年に入ってはじめて行なわれたのに反して、ロシアでは1920年代の終わりから始まっている.」⁹⁶⁾

それゆえ全体主義は、人間の尊厳を奪い去る. アーレントは次のようにいう.「われわれが一般に 人間の尊厳と呼ぶもののすべての痕跡を消し去る ことが全体主義にとって必要なのは、主として超 意味のため、完全な首尾一貫性のためなのだ。[97] 人間の尊厳とは、人間が国家に帰属することによ り、基本的人権に基礎づけられたものであり、理 性による自由である政治的自由が保障された上に 成り立つものであるといえよう. アーレントは, 人間の尊厳に関連して、次のように警鐘を鳴らし ている.「今日の世界では全体主義的傾向は単に 全体主義統治下の国だけではなくいたるところに 見出されるが、それと同様に、全体的支配のこの 中心的な制度は、われわれに知られているすべて の全体主義体制の倒壊の後にも充分生き残るかも しれないのである. | 98) つまり彼女は、全体主義 体制がなくなったとしても、全体的支配の要素は 民主主義国家を含めていたるところに生き残る可 能性があることを警告している。このことは、そ うした全体主義的傾向が, 政権運営や政治活動, マス・メディアなどの中にも時として現われるか もしれないということを意味している.

ところで、アーレントは、全体主義の支配はテロルを必要とすると考える。彼女によれば、「全体主義的独裁は足場を固めてしまうや否や、イデオロギー教義とそこから生まれた実際上の嘘を本物の現実に変えるためにテロルを使う。テロルは特殊全体主義的な統治形式となるのである。」990テロルは全体的支配の本質そのものである。テロルとは、暴力行為によって威嚇することであり、

恐怖政治を意味する.アーレントによれば,「だからわれわれは,古典的な理論に従って法の支配のうちに立憲政治の真の本質を見るとすれば,テロルというものは全体主義の支配の固有の本質として定義することができる.」¹⁰⁰⁾

アーレントは、全体主義の支配とテロルの恐怖との関係について次のように述べている。「全体主義の支配の本質をなすものはそれゆえ、特定の自由を削り取り除去することでも、自由への愛を人間の心から根絶やしにすることでもなく、あるがままの人間たちを無理矢理にテロルの鉄の箍の中に押しこみ、そのようにして行為の空間――そしてこの空間のみが自由の実態なのだが――を消滅させてしまうことにあるのだ。」¹⁰¹⁾全体主義は、この鉄の箍によって人間を締め上げる。「テロルの鉄の箍は全体主義の政治体を形づくり、そしてこの政治体を、自然もしくは歴史の過程の動きを促進するお誂え向きの道具にする。」¹⁰²⁾

アーレントによれば、「われわれはまだ完璧な 全体主義的支配機構を見てはいない.」103) なぜな ら、そのような支配は全地球の制覇を前提とする だろうからである. テロルの外的強制は自由の空 間を破壊するとともに人間の間の一切の関係をな くしてしまう. つまり、「全体主義の支配は、こ の支配に服する人々の私的・社会的生活をテロル の鉄の箍にはめた瞬間に真に全体的になる.」¹⁰⁴⁾ アーレントは、全体主義体制の犯罪的な強権につ いて次のようにいう.「全体主義的支配は人々か らその行為の能力を奪うだけではなく、むしろそ の反対に、まるで彼らが実はただ一人の人間であ るかのように、彼らすべてを全体主義体制が企て るすべての行為、その犯すすべての罪の共犯者に 仕立て、それに伴う一切の結果を容赦なく押しつ けるのだ. | 105)

さて、『全体主義の起源』の最後の部分で、アーレントにおけるヤスパースの実存哲学からの影響を感じさせる言葉が見られる。アーレントは、「孤独の中では実は私は決して一人ではない。私は私自身とともにあり、そして身体的に他

のものと交換不可能の特定者には決してなり得な いこの自己は、同時にまた各人 jedermanでもあ る. まさに孤独な思考は弁証法的であり、各人と 交わっている」¹⁰⁶⁾と述べている.これは孤独の 自己分裂性であって、この中で私は決して一者と して、そのアイデンティティにおいて交換不可能 なものとして、本当にかけがえのないものとして 私を経験し得ない. ヤスパースは. 孤独と交わり は二律背反的関係にあり、孤独は、真の交わりに 入る前提であると考える. 107) 真の自己存在であ る実存は、かけがえのない一者である. アーレン トはいう.「まさにこの一者として,交換不可能 なものとして、かけがえのないものとして私を認 め、私に話しかけ、それを考慮してくれることで 私のアイデンティティを確認してくれる他の人々 との出会いによって、私は孤独の内部分裂と多義 性とから救い出される」¹⁰⁸⁾と.

このようにアーレントは、全体主義は、歴史上 従来の専制政治や独裁体制とは異なる独自の政治 体制であると考え、『全体主義の起源』において は、全体主義として主な論究の対象となったの は、ヒトラーによるナチズムとスターリンによる ボルシェヴィズムである。両者の政治体制に類似 性や共通性があることを鋭い視点から喝破している。

全体主義運動は、その指導者が予言によるフィクションに基づいて国民を巧みに導く、全体主義の特徴は、第一にフィクションに基づいて世界征服を目指していること、第二に軍よりも警察が上位に位置づけられ、とりわけ秘密警察があらゆる国家機構の中核にあること、第三に強制収容所が存在すること、第四に人間をテロルの鉄の箍に押し込むことである。全体主義は、全体的支配によって成立する。全体主義では政権に対する批判や多様な意見は一切認められず、指導者とそれを取り巻く少数の人物によって意思決定がなされる。国民に対しては、テロルによる強権で圧制する

アーレントは、『全体主義の起源』の1968年の英

語分冊版の3巻の「緒言」で、中国について言及している。彼女は、「すなわち中国共産党の全体主義的な特質は最初から明白だったのである」¹⁰⁹⁾ という。また「今われわれは中国では初の全国的な党粛清を目撃しており、そこでは大量殺戮も辞さぬという威嚇が公然と行なわれている」¹¹⁰⁾ と述べ、毛沢東に指導された中国を、ヒトラーやスターリンの体制と同列に置いて批判している。

4. 『罪の問題』の「1962年のあとがき」

ヤスパースの『罪の問題』は1946年に刊行されたが、その後「1962年のあとがき」が執筆された。この「1962年のあとがき」は短文であるが、国際情勢の変化におけるヤスパースの思想を知る上で重要な意味を持っている。

ヤスパースは,「1962年のあとがき」において,『罪の問題』の目的について次のように述べている.「本書は、それぞれ種類によってはっきり識別された罪を負うことで尊厳への道を見出すために、自省に役立つべきであった。本書は、われわれから心の重荷を取り除くためではなく、真実性の理由で、政治においてすべての人々にとって宿命的な帰結である、わずかに起こりうる独善性を防ぐためにも、戦勝国の共犯についても指摘した.」¹¹¹⁾ そして、「本書は、戦勝者との、すなわち人間として人間との新たな結びつきを可能にすることに助力することも望んだ.」¹¹²⁾

ところがヤスパースは、一つの思い違いがあったことを告白している。「私は、本書の論究を今日でもなお真実であると思っているが、一つの根本的な例外がある。すなわち、当時始まっていたニュルンベルク裁判の解釈で、私は一つの決定的な点に関して思い違いをしていた。」¹¹³⁾ 彼によれば、「アングロサクソン人の理念はすばらしかった。」¹¹⁴⁾ すなわち、アメリカ合衆国の政治理念を賞賛している。一方で彼は、各人の責任と自覚がなければならないと考える。「今はそれぞれ自分自身が、自分のすることの責任を負わなければならない。国家の犯罪があるが、それは常に同時に

特定の個々の人間の犯罪である.」¹¹⁵⁾ したがって, 「問題は, 私が犯罪の可能性とすでに始まっている事実を見ているにもかかわらず同調するところから始まる.」¹¹⁶⁾

ヤスパースは、ニュルンベルク裁判の解釈での思い違いに関して、「私は、当時の曖昧なことについて自分で自覚したので、この点に関して私の判断を修正した理由は次のことである。「支配形式に従って全体的支配の国家として、ナチス国家と異ならないボルシェヴィズムのロシアが、法廷に席を持っていた。つまり、法廷に基礎づけられるべき法を事実上まったく認めない一人の判事が参加していた。」¹¹⁸⁾ この点について彼は、「私はこの点を1945年当時によく考えてみたが、論究しなかった」¹¹⁹⁾ と省み、さらに「私はこのことを当時すぐに書いておくべきであった」¹²⁰⁾ と後悔の念を表明している。

ヤスパースは、「裁判は、何よりもまずアングロサクソンの法思想の指導の下で納得させながら経過した。第一次裁判における被告人についての訴訟手続きは、欠点がない」¹²¹⁾と述べ、ニュルンベルク裁判は手続き上、法に則って適切なものであったと認識している。それに反して、彼は、「裁判は、世界法のある世界情勢を基礎づけなかった」¹²²⁾と無念さを表明する。この裁判が約束したことを守らなかったということは、悪い結果を残すものであった。

ヤスパースは、この裁判が確かに見せしめの公開裁判ではなく、むしろその司法上の形式において申し分のない裁判であったが、やはり見せかけの裁判であったという判断を避けることができないと考えている。つまり形式上は申し分ないが、実質的には表面的なものだったと解釈している。ヤスパースは、ニュルンベルク裁判を総括的に、「この裁判は、効果において、戦勝国の共通の法的状態と法的意志の基礎が欠如した、敗者に対する戦勝国の先例のない裁判であった」¹²³⁾ と結論づける.

ヤスパースは、今日なお、ニュルンベルクで意図されたように世界の平穏を基礎づけることは、すぐには成功しないかもしれないと考え、次のように述べている。「この法そのものに服している強国の意志の力により法を通して保証されたこの平穏自体は、一つの前提を必要とする。この平穏自体は、単に不安からの安心と解放という動機に由来するものではない。この平穏自体は、たびたびの冒険における自由の緊張から絶えず復興しなければならない。この平穏の持続的な実現は、身分と品位からの精神的、道徳的生活を前提とする。この生活は同時に、平穏の根底であり、意義であろう。」124

こうしてこの裁判は、戦勝国が敗戦国を裁く際 に、連合国に、法の支配や基本的人権の尊重とい う共通の基盤がなかった. すなわちヤスパース が、ニュルンベルク裁判の解釈での思い違いを明 記し、判断を修正した理由は、連合国にソ連とい う全体主義国家が入っていたことによる. 第二次 世界大戦で連合国に入っていたスターリンに統率 されたソ連により、やがて戦後共産主義の拡散を もたらし、米ソ冷戦の時代に入った. 1949年にド イツが東西に分裂した. ヤスパースは. 『歴史の 起源と目標』(1949)、論文「全体主義との闘争に おいて | (1954). 『原子爆弾と人間の将来』など で全体主義批判を展開している. ヤスパースは, ナチスを全体主義と見なし批判するが、その一方 で第二次世界大戦後の全体主義の脅威は共産主義 にあると見るようになる.

むすび

ヤスパースは、『罪の問題』において、ナチス統治下のドイツ人としての罪の問題を省察する.彼は、この書の中で、ドイツにおいて人々が精神的に意志を疎通するために、お互い語ることの重要性を指摘している.彼は、形而上学的な罪は、絶対的な連帯感の欠如であり、「私がまだ生きていることが私の罪である」という厳しい自責の念を表明している.彼は、罪の清めが重要であると認識

し、罪の清めは、人間の道であり、自由の責務であり、政治的自由の条件であると考えている.

ヤスパースは、『原子爆弾と人間の将来』において、人間の理性の役割に期待する. 彼によれば、理性は人間の自由そのものであり、理性が根源的な自由である政治的自由を実現する. 彼は、マルクス主義的思考は、理性ではなく、絶対化された悟性の反理性であると批判する. マルクスの思考は全体知であり、全体的支配に通じる. 全体主義は人間の自由を圧殺し、原子爆弾は人間の生存を破壊する. こうした状況において、ヤスパースは、理性の限界を認めながらも、理性への信頼を持ち続ける.

アーレントは、『全体主義の起源』において、 全体主義として主にヒトラーのナチズムとスター リンのボルシェヴィズムを分析し、解明してい る.アーレントによれば、全体主義はそれまでの 専制政治や独裁体制とは異なるものである。全体 主義の特徴は、第一に世界征服を目指しているこ と、第二に秘密警察が国家機構の中核にあるこ と、第三に強制収容所が存在すること、第四に人 間をテロルの鉄の箍に押し込むことである。

ヤスパースとアーレントの全体主義批判には共通点が見られる。このことは、アーレントによる全体主義の分析と解明が、ヤスパースの全体主義批判に影響を与えたと見ることもできる。したがって、ヤスパースの全体主義批判とアーレントの『全体主義の起源』は相補性があると考えられる。

ヤスパースは、『罪の問題』の「1962年のあとがき」において、この著作の執筆当時、ニュルンベルク裁判に疑いなく期待していたことに対する思い違いがあったことを表明している。ニュルンベルク裁判では、法の支配による西側の民主主義国家とは異なる全体主義国家ソ連の判事が席を占めていた。だから、ニュルンベルク裁判は戦勝国に人間の基本的人権を尊重する共通の法的基盤がなく、そのため共通の理念に基づく世界秩序、世界平和への道を示すことができなかった。

全体主義は人間の尊厳を奪い去る. 人間の尊厳 は、人間が国家に帰属し、法の支配による基本的 人権に基礎づけられ、政治的自由が保障されるこ とによって成り立つ. 強制収容所の被収容者とな り、まるで一人の人間がこの世に存在したことが なかったかのように抹殺されることは、人間の尊 厳の対極にあるものである。 つまり全体主義は、 極端な人間疎外の状況を作り出し、人間の尊厳を 圧殺する体制である. したがって全体主義に対し て, 自由な民主主義において, 人間の尊厳が保た れる. それゆえ, ヤスパースとアーレントの全体 主義批判は、人間の尊厳が奪い去られることへの 警鐘であり、人間の尊厳が、精神的、道徳的生活 を前提とする持続的な平穏に基づき, 理性の威厳 によって根拠づけられていることを訴えかけてい るといえよう.

注

- 1) K. Jaspers, Die Schuldfrage. Zur politischen Haftung Deutschlands, R. Piper & Co., München 1965,S.7.
- 2) ibid..S.8.
- 3) ibid.,S.10.
- 4) ibid., S.10-11.
- 5) ibid..S.11.
- 6) ibid..S.12.
- 7) ibid..S.14.
- 8) ibid.,S.29-30.
- 9) ibid.,S.32.
- 10) ibid., S.34.
- 11) ibid., S.42.
- 12) ibid..S.47.
- 13) ibid..S.48.
- 14) ibid.,S.73-74.
- 15) ibid., S.80.
- 16) ibid..S.81.
- 17) ibid..S.81.
- 18) ibid..S.82.
- 19) ibid., S.82.

- 20) ibid..S.83.
- 21) K. Jaspers, Die Atombombe und die Zukunft des Menschen. Politisches Bewußtsein in unserer Zeit, R. Piper & Co. Verlag, München 1958,1982,7. Aufl. 1983,S.337-338.
- 22) ibid., S.338.
- 23) ibid., S.339.
- 24) ibid., S.342.
- 25) ibid..S.371.
- 26) ibid., S.371.
- 27) ibid..S.377-378.
- 28) ibid..S.384.
- 29) ibid., S.385.
- 30) ibid., S.386.
- 31) ibid.,S.388.
- 32) ibid.,S.388.
- 33) ibid.,S.389.
- 34) ibid.,S.389.35) ibid.,S.392.
- 36) ibid.,S.392.
- 37) ibid.,S.395.
- 38) ibid..S.395.
- 39) ibid., S.395.
- 40) ibid., S.399.
- 41) ibid.,S.402.
- 42) ibid.,S.402.
- 43) ibid.,S.411.
- 44) ibid.,S.413.
- 45) ibid.,S.414.
- 46) ibid..S.415.
- 47) ibid.,S.157.
- 48) H. Arendt, Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft. Antisemitismus, Imperialismus, totale Herrschaft, Europäische Verlagsanstalt, Frankfurt am Main 1955, Piper Verlag GmbH, München/Berlin 1986,2017,S.11.

ハンナ・アーレント, 大久保和郎訳『全体主義の起源 1 反ユダヤ主義〔新版〕』みすず書房, 2017年, xiv 頁.

- 49) ibid.,S.12. 同上訳書, xvi頁.
- 50) ibid.,S.14. 同上訳書, xviii頁.
- 51) ibid.,S.29. 同上訳書, 4頁.
- 52) ibid..S.35. 同上訳書, 11頁.
- 53) ibid.,S.43. 同上訳書, 20頁.
- 54) ibid..S.78. 同上訳書, 56頁.
- 55) ibid.,S.105. 同上訳書, 85頁.
- 56) ibid.,S.141-142. 同上訳書, 128頁.
- 57) ibid..S.163. 同上訳書, 149頁.
- 58) ibid.,S.213. 同上訳書, 205頁.
- 59) ibid..S.214. 同上訳書. 206頁.
- 60) ibid.,S.215. 同上訳書, 206頁.
- 61) ibid.,S.216. 同上訳書, 208頁.
- 62) ibid.,S.222-223. 同上訳書, 213頁.
- 63) ibid.,S.243. 同上訳書, 232頁.
- 64) ibid..S.269. 同上訳書, 256頁.
- 65) ibid.,S.284. ハンナ・アーレント, 大島通義・大島かおり訳『全体主義の起源 2 帝国主義〔新版〕』みすず書房, 2017年, 3頁.
- 66) ibid.,S.290-291. 同上訳書, 10頁.
- 67) ibid.,S.308. 同上訳書, 25頁.
- 68) ibid.,S.405. 同上訳書, 118-119頁.
- 69) ibid.,S.520. 同上訳書, 231頁.
- 70) ibid.,S.563. 同上訳書, 272頁.
- 71) ibid.S.597. 同上訳書. 300頁.
- 72) ibid..S.607. 同上訳書, 309頁.
- 73) ibid.,S.608. 同上訳書, 310頁.
- 74) ibid.,S.613. 同上訳書, 315頁.
- 75) ibid..S.616. 同上訳書, 318頁.
- 76) ibid.,S.616. 同上訳書, 319頁.
- 77) ibid.,S.624. 同上訳書, 327頁.
- 78) ibid.,S.663. ハンナ・アーレント, 大久保和郎・大島かおり訳『全体主義の起源3 全体主義〔新版〕』みすず書房, 2017年, 8頁.
- 79) ibid.,S.695. 同上訳書, 38頁.
- 80) ibid..S.696-697. 同上訳書, 39頁.
- 81) ibid.,S.740. 同上訳書, 81頁.
- 82) ibid.,S.746. 同上訳書, 87頁.
- 83) ibid.,S.762-763. 同上訳書, 102頁.

- 84) ibid.,S.763. 同上訳書, 103頁.
- 85) ibid.,S.781. 同上訳書, 120頁.
- 86) ibid.,S.796. 同上訳書, 133頁.
- 87) ibid.,S.799. 同上訳書, 135頁.
- 88) ibid.,S.815. 同上訳書, 151頁.
- 89) ibid.,S.821. 同上訳書, 156頁.
- 90) ibid..S.869. 同上訳書. 201頁.
- 91) ibid.,S.871. 同上訳書, 202頁.
- 92) ibid..S.876. 同上訳書, 208-209頁.
- 93) ibid.,S.893. 同上訳書, 225頁.
- 94) ibid..S.907. 同上訳書. 241頁.
- 95) ibid.,S.908. 同上訳書, 242頁.
- 96) ibid.,S.925-926. 同上訳書, 261頁.
- 97) H. Arendt, Totalitarianism. Part Three of *The Origins of Totalitarianism*, A Harvest Book·Harcourt, Inc., 1968, p.156. 同上訳書, 278頁.
- 98) H. Arendt, Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft, a.a.O., S.943. 同上訳書, 281頁.
- 99) ibid.,S.727. 同上訳書, 70頁.
- 100) ibid.,S.954. 同上訳書, 293頁.
- 101) ibid.,S.958. 同上訳書, 298頁.
- 102) ibid.,S.958. 同上訳書, 298頁.
- 103) ibid.,S.959. 同上訳書, 299 頁.
- 104) ibid.,S.974-975. 同上訳書, 318頁.
- 105) ibid..S.975. 同上訳書. 318頁.
- 106) ibid..S.977. 同上訳書, 320頁.
- 107) 豊泉清浩『ヤスパース教育哲学序説――ボルノーからヤスパースへ: 自己生成論の可能性』 川島書店, 2001年, 168-169頁, 173-174頁, 参照.
- 108) H. Arendt, Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft, a.a.O., S.977. 前掲, ハンナ・アーレント, 大久保和郎・大島かおり訳『全体主義の起源3 全体主義[新版]』, 321頁.
- 109) H. Arendt, Totalitarianism. Part Three of *The Origins of Totalitarianism*, op.cit., p.ix. 同上訳書, xv頁.
- 110) ibid.,p. x. 同上訳書, xvii頁.
- 111) K.Jaspers, Die Schuldfrage, a.a.O., S.85.
- 112) ibid., S.85.

- 113) ibid., S.85.
- 114) ibid..S.85.
- 115) ibid., S.85-86.
- 116) ibid., S.86.
- 117) ibid.,S.87.
- 118) ibid.,S.87.
- 119) ibid.,S.87.
- 120) ibid., S.88.
- 121) ibid., S.88.
- 122) ibid., S.88.
- 123) ibid..S.88.
- 124) ibid..S.89.

参考文献

- 1. カール・ヤスパース, 橋本文夫訳『責罪論』 (ヤスパース選集10) 理想社, 1965年.
- 2. カール・ヤスパース, 橋本文夫訳『われわれの戦争責任について』筑摩書房, 2015年.
- 3. カール・ヤスパース, 飯島宗享・細尾登訳 『現代の政治意識——原爆と人間の将来〔上巻〕』 (ヤスパース選集15) 理想社, 1971年.
- 4. カール・ヤスパース, 飯島宗享・細尾登訳 『現代の政治意識——原爆と人間の将来[下巻]』 (ヤスパース選集16) 理想社, 1976年.
- 5. ハナ・アーレント, 大久保和郎訳『全体主義 の起源1 反ユダヤ主義』みすず書房, 1972年.
- 6. ハナ・アーレント, 大島通義・大島かおり 訳『全体主義の起源 2 帝国主義』みすず書房, 1972年
- 7. ハナ・アーレント, 大久保和郎・大島かおり 訳『全体主義の起源3 全体主義』みすず書房, 1974年.
- 8. 矢野久美子『ハンナ・アーレント――「戦争 の世紀」を生きた政治哲学者』中央公論新社, 2014年.